

ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内製造業者の販路拡大を促進するため、県内の中小企業者のうち製造業者がアジア地域を中心に海外で開催される工業製品関連の商談会等へ参加する経費について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- 二 商談会等とは、複数の出展者が参加し、販路拡大を目的として行われる商談会や展示会等の催事をいう。ただし、一般消費者への販売を目的に開催されるものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 総務省が定める日本標準産業分類(平成26年4月1日施行)の大分類における製造業を営む者。ただし、中分類における食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を除く
- 二 県内に本社又は工場等を有する者
- 三 商談会等において、自社製品・技術の提案が可能であると認められる者

(補助の対象)

第4条 補助の対象となる商談会等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 申請年度における商談会等で、補助対象者以外の者が開催するものであること
- 二 公的機関（国、県のその他公共団体等）が後援、共催等を行っているもの
- 三 常設の商談会等でないこと
- 四 補助対象者が本要綱と同様の趣旨で交付される国、県その他公共団体の補助金等による支援を受けて出展する商談会等でないこと

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に定める経費とし、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

- 一 出展料（小間代、又は小間代を含む基本装飾パッケージ料金）
- 二 通訳雇用費
- 三 出品物の輸送費（販売商品は対象外）

(補助額等)

第6条 補助金は、当該年度の予算の範囲内で、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、20万円（1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を限度とする。

2 補助対象者が補助金の交付を受けることができるのは、同一年度において1回限りとする。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書は、ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- 一 商談会等の内容を定めた資料
- 二 納税証明書（県税に未納がないことを証明するもの）
- 三 商業登記簿謄本、定款
- 四 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

3 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者が役員に含まれている者は、交付申請をすることができない。

4 福島県知事（以下「知事」という。）は、前項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長あて照会することができる。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第8条 前条第1項の申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 申請者は、規則第14条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第9条 知事は、第7条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、その内容を調査し、補助金交付の可否を決定し、すみやかにものづくり企業海外展開支援事業補助金交付決定（不交付）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに、申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第11条 第9条の通知を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、事業計画を変更しようとするとき又は中止並びに廃止しようとするときは、あらかじめものづくり企業海外展開支援事業補助金変更（中止・廃止）申請書（第3号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で知事が認めるものについてはこの限りではない。

- 2 前項の軽微な変更で知事が認めるものとは、補助対象経費の20%以内の減少であって、事業計画に大幅な変更がないものをいう。

(変更交付決定)

第12条 知事は、前条に規定する変更申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付の可否を決定し、ものづくり企業海外展開支援事業補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第13条 知事は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適性を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 知事は、補助事業者が補助を受けた後において、補助事業者の海外販路拡大に関する状況を調査することができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助の対象となる商談会等が終了したときは、商談会等が終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までにものづくり企業海外展開支援事業補助金実績報告書(第5号様式)に、次の各号の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 収支決算書(第6号様式)
- 二 領収書の写し等補助対象経費を証する書類
- 三 出展の様子が分かる写真

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ものづくり企業海外展開支援事業補助金額確定通知書(第7号様式)により補助対象者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第9条若しくは第11条で通知している交付決定額と確定額とが同一である場合においては、省略できるものとする。

(補助金の支払い)

第16条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、第11条による承認をしたときは、第9条による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- 2 知事は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、第1項又は第2項の取消しの決定を行った場合には、その旨をものづくり企業海外展開支援事業補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により補助対象者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定は、第15条の規定による補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金等の返還）

第18条 知事は、前条第2項の規定により、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第19条 補助事業者は、第17条第2項による取消しに関し、補助金等の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第20条 補助事業者は、補助金の交付対象となった事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の要求を求められた場合には、速やかにその要求に応じなければならない。

（成果の公表）

第21条 知事は、補助金の交付を受けて実施した補助事業の内容について、企業名・住所・補助金額・成果等をホームページ等により公表することができる。

（補則）

第22条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

福島県知事

所在地
名称
代表者職・氏名

ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付申請書

ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付要綱第7条の規定による補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業内容

(1) 参加展示会（商談会）

開催国

展示会（商談会）名

(2) 出展（実施）期間

年 月 日（ ）～ 月 日（ ）

(3) 補助金申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書（第1-1号様式）

(2) 商談会等の内容を定めた資料

(3) 納税証明書（県税に未納がないことを証明するもの）

(4) 商業登記簿謄本、定款

(5) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

3 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

第1-1号様式（第7条関係）

年 月 日

事業計画書

所在地
名称
代表者職・氏名

1 企業概要

企業名	
担当者の役職・氏名連絡先	
所在地及び従業員数	(県内) (県外) (海外)
設立年月日 / 資本金	
直近の年間売上金額	
業種	
主要事業内容	

2 出展計画概要

出展展示会・商談会名 規模（ブース・来場者数）	※案内等を添付願います
出展目的	
出展国への進出状況	
出展小間数 出展製品の説明	
今回の出展が福島県の 事務所又は事業所に与 えると見込む影響	※具体的に記載願います

3 収支予算書（単位：円）

出展行程 参加予定者職・氏名	年 月 日 ~ 年 月 日 人
収入	(自己資金) (補助金) (その他) 合計
支出	() () () 合計
うち補助対象経費額	※消費税及び地方消費税を除いた額
補助金申請額	※消費税及び地方消費税を除いた額
本出展に関する他補助制度等活用の有無	あり () なし

※支出に係る書類（見積書等）を添付すること。

※補助金の額は、1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、20万円を限度とする。

4 補助金振込先

金融機関名		口座種別 (いずれかに○)
支店名		普通 ・ 当座
口座名義人 《カタカナ》	漢字使用不可。カタカナ及び英数字のみで記載して下さい。	
口座番号		

※ 通帳の口座名義人（カタカナ）記載部分の写しを添付すること。

※ 口座名義は、補助金交付申請者と同一となります。

第2号様式（第9条関係）

商第 号
年 月 日

様

福島県知事

ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付決定（不交付）通知書

年 月 日付で申請のありましたものづくり企業海外展開支援事業補助金については、ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり通知します。

記

- 1 補助金の名称 ものづくり企業海外展開支援事業補助金
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 交付の条件
 - (1) 当該補助金制度と趣旨を同じくする他の補助金制度を併用することはできません。
 - (2) 知事から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
 - (3) ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付要綱第17条第2項に該当することとなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
- 4 不交付の理由

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

福島県知事

所在地
名称
代表者職・氏名

ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付け 商第 号で交付決定通知のあった標記補助事業について、下記のとおり変更したいので、ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

1 出展商談会等の名称	
2 変更の理由	
3 変更内容 ※補助対象経費額及び補助金申請額に変更がある場合、補助金の額は1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を記入すること。	(変更前) (変更後) ※消費税及び地方消費税を除いた額
4 その他	<input type="checkbox"/> 参考資料 <input type="checkbox"/> 変更後の収支予算を証明する書類

第4号様式（第12条関係）

商第 号
年 月 日

様

福島県知事

ものづくり企業海外展開支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたものづくり企業海外展開支援事業補助金交付変更申請については、ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり通知します。

記

1 変更決定

(1) 変更内容

(2) 変更後の補助金交付決定額 金 円

2 却下（理由）

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

福島県知事

所在地
名称
代表者職・氏名

ものづくり企業海外展開支援事業補助金実績報告書

次のとおり商談会等に出展したので、ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき報告します。

記

1 商談会等の名称 実施規模	
2 出展期間 出展小間数	年 月 日 ～ 年 月 日
3 商談件数	件
4 成約件数 金額	件 千円
5 成約見込み 金額	件 千円
6 小間立ち寄り人数	延べ 人
7 成果、課題など	(出展が福島県の事務所又は事業所に与える影響) (その他)
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 収支決算書（第6号様式） <input type="checkbox"/> 領収書等の写し等補助対象経費を証する書類 <input type="checkbox"/> 出展の様子が分かる写真

第6号様式（第14条関係）

収支決算書

（単位：円）

出展行程 参加者職・氏名	年 月 日 ~ 年 月 日 人
収入	(自己資金) (補助金) (その他) 合 計
支出	() () () 合 計
うち補助対象経費額	※消費税及び地方消費税を除いた額
補助金申請額	※消費税及び地方消費税を除いた額
本出展に関する他補助制度等活用の有無	あり () なし

※支出に係る書類（領収書等）を添付すること。

※補助金の額は、1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、20万円を限度とする。

第7号様式（第15条関係）

商第 号
年 月 日

様

福島県知事

ものづくり企業海外展開支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありましたものづくり企業海外展開支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

1 確定額 金 円

第8号様式（第16条関係）

商第 号
年 月 日

福島県知事

所在地
名称
代表者職・氏名

ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付請求書
年 月 日付け 第 号で補助金額の確定（交付決定）通知のありましたものづくり企業海外展開支援事業補助金について、ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額

(1) 交付決定額	金	円
(2) 確定額	金	円
(3) 請求額	金	円

第9号様式（第17条関係）

商第 号
年 月 日

様

福島県知事

ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したものづくり
企業海外展開支援事業について、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定
したので、ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付要綱第17条第3項の
規定により通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 取消の理由
- 3 返還額がある場合、別途指示する内容に従うこと

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 殿

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
- 3 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。
- 4 貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員一覧」等により提出する当方の個人情報報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

記入日 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は

個人事業主の氏名

（生年月日（個人事業主のみ））

(役員一覧)

役員一覧

役職名	(フリガナ)	住所	生年月日	性別
	氏名			

※この情報は、「暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」の確認のため必要となります。個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に使用しません。